

川崎区まちづくりクラブ設置要綱

(目的と設置)

第1条 川崎区民が身近な地域に係る課題について、地域の意見を取りまとめ、課題解決に向けての実行計画などを策定し、行政と協働しながら、主体的にまちづくりに関する実践活動を推進することを目的に「川崎区まちづくりクラブ（以下「クラブ」という。）」を設置する。

(活動内容)

第2条 クラブは、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) まちづくりに関する活動の情報交換
- (2) まちづくりに関する活動の調査、研究、計画などの策定
- (3) まちづくりに関する活動の協議、検討
- (4) その他、まちづくりに関する活動に必要なもの

(クラブの構成)

第3条 クラブは、中学校区ごとに設置し、次の各クラブをもって構成する。

- (1) 川崎中央まちづくりクラブ
- (2) 川崎西部まちづくりクラブ
- (3) 渡田まちづくりクラブ
- (4) 大島まちづくりクラブ
- (5) 大師第1まちづくりクラブ
- (6) 大師第2まちづくりクラブ
- (7) 大師第3まちづくりクラブ
- (8) 田島中央まちづくりクラブ
- (9) 臨港まちづくりクラブ
- (10) 小田まちづくりクラブ

(クラブ員等)

第4条 クラブ員は次の要件を満たすものとする。

- (1) 区内に在住している18歳以上の者
- (2) 政治・宗教・営利活動を活動の目的としていない者

2 クラブ員は毎年1回登録するものとする。

(計画などの策定)

第5条 クラブは、その時点での身近な課題の解決を図るために、概ね2～3年程度ごとに課題の把握を行い、中期的な計画を策定するよう努めるとともに、その中期的な計画に基づいて、年度の活動を計画し、活動するよう努めるものとする。

(代表等)

第6条 各クラブは、まちづくりに関する活動を、自主的かつ円滑に実施するため、代表1名、副代表を1～2名置き、委員への連絡、会議や活動の企画運営及び行政との連絡調整等を行う。

(代表者会議)

第7条 代表者会議は、各クラブの代表、副代表で構成し、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 各まちづくりクラブ活動の情報共有に関する事
- (2) 各まちづくりクラブ活動の連携に関する事
- (3) その他、代表者会議で必要と認める取組みに関する事

2 代表者会議に次の役員を置き、役員は互選により選出する。役員の任期は1期2年とし、再任は妨げない。ただし、再任の場合は1回に限る。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名

3 代表者会議は、原則として年3回開催し、代表が召集するものとする。ただし、代表が必要と認めるときは、臨時に会議を召集することができる。

4 代表者会議は、代表が座長となり議事進行を行う。副代表は代表を補佐し、代表に事故ある場合は、その職務を代行する。

5 代表者会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 クラブ及び代表者会議の事務局は、川崎区役所まちづくり推進部地域振興課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、クラブに関して必要な事項は、代表者会議に諮り、区長が別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。